

(別記)

## 令和6年度北杜市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市の農業は古くから水稻を中心に経営されており、水田耕地面積は約2,900haである。しかし、近年は主食用米の需要低迷により作付面積の減少が続き、令和5年産水稻面積は1,762haと全体の約6割に留まっている。

こうした中、総務省から「北の杜フードバレープロジェクト事業」の認定を受け、民間企業とともに農業と観光を結ぶ取り組みを進めている他、持続可能な農業に向けた連携協定の締結や「オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機農業を地域全体で推進する取り組みを進めている。

水田の主食用米以外の作付けは、野菜などの高収益作物、そば、大豆のほか、麦が多く作付けられているが、主食用米の作付減少に伴う転換作物への切り替えが思うように進んでおらず、遊休農地が増加する傾向が強まっている。

戦略作物については、農業生産法人等への集積を進めることで経営状況に一定の効果が見受けられるが、野菜などの高収益作物を生産する農家は小規模経営のため扱う量と品目が少ないことから、出荷先が道の駅や直売所といった取扱量の少ない事業者販売している状況となっている。また、こうした小規模農家は高齢化や担い手不足になっており、水田の多面的機能を維持することが難しい現状である。

今後、新規就農者の参入促進や大規模農業者、農業生産法人等へ農地の集積を進め水田機能の維持と耕地の有効活用を図ることが重要な課題となっている。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取り組み方針・目標

本市は、8つの町村が合併し総面積602平方キロメートルの広大な面積を有する市である。

このことにより、水田の所在する地域は、標高約500mから1,000mの中に広範囲に存在することとなった。

こうした状況は、気温等の自然条件の差が大きく、高収益作物等の生産はこの自然条件を利用し収穫期の分散による省力化と、長期間に渡る収穫を行い安定的な収益につなげる作物を導入することが可能となった。

これに対応する高収益作物として、レタス等の葉物野菜や未成熟トウモロコシなどの作付けを拡大させるとともに、フードバレープロジェクト事業やオーガニックビレッジ宣言をもとに、学校給食等への地産地消の促進と新たな市場の開拓につなげることが重要である。

また、みどりの食料システム戦略を活用し、地域にあるバイオマス資源に着目し、地域資源が循環する有機農業の確立を進めていく。

なお、標高差を利用した生産は、省力化等につながる反面、移動時間や輸送コストなどの課題も生じることから、生産面積の拡大とともに共同出荷や集積場所の確保などにより生産・流通コストの低減に取り組むこととする。

### 3 畑地化を含めた水田の有効活用に向けた産地としての取組方針・目標

市内の農地は、昭和 50 年代から行われる土地改良事業により、全体の約 8 割の整備が完了している。しかし、整備後の圃場面積は 10 a ~20 a が中心のため大型機械の導入や団地化が難しく、担い手参入の阻害要件の一端となっている。

こうしたことから、町単位で特徴のある作物の生産に取り組み、担い手の参入に向けて中間管理事業などによる集積事業を取り入れ畑地化を進めていくものとする。

なお、本市は、中山間地域であるため、小規模な圃場が多いなど地域条件が厳しいため、まとまった作業単位のブロックローテーションが困難なことが想定される。

基本的には麦・大豆・そばや野菜等の高収益作物といった転換作物を中心としてブロックローテーションを推進していくこととするが、地域の実情を踏まえつつ、水稻生産の調整と転換作物をどのような作付け順序とするかなど、地域条件等を含め計画的な対応を行う必要がある。その中で、ブロックローテーションの取り組みで、子実用とうもろこしについても、生産農家と需要農家等の計画的なマッチングを図り輪作体系の構築を目指す。

さらに、新規就農者を中心に有機に取り組む農業者が増加していることから、水田における地域振興作物等の作付けの推進を図り、将来的に畑地化を進めていく。

水田の利用状況の点検については、基盤整備を行っていない農地を中心に活用状況を把握し、団地化が難しい農地や生産性の低い農地を中心に活用状況の点検を行う。また、転作作物作付けの推進を図るとともに、ブロックローテーション体系の構築に向けて法人を中心に農業者を含めた話し合いを行い、畑地化を進めるものとする。

### 4 作物ごとの取組方針等

#### (1) 主食用米

売れる米作り、うまい米作りの徹底により米の主産地としての地位を確立する。

需要動向や J A 梨北等の意向を踏まえ、主食用米水稻作付面積の適正作付けを目指す。また、中食・外食のニーズに対応した業務用米の生産と安定取引の推進を図る。

酒造好適米については、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ生産面積について、回復の状況を見極めつつ生産拡大を目指す。

#### (2) 非主食用米

##### ア 飼料用米

市内の実需者（畜産農家）の需要量を把握し、生産を行うにあたっては、子実用とうもろこしや多収性品種の導入による輪作体系の構築を図り、生産農家の経営の安定化を進める。

##### イ 米粉用米

北杜市の学校給食で米粉パンや米粉麺を年に数回提供しており、今後さらに増産の要望も考えられることから、需要に応じた生産を推進する。

##### ウ 新市場開拓用米

輸出向けとして使用する県内需要者とのマッチングを行い、取組が認定された場合において、現行の非主食用米作付面積を増加させ、産地交付金を活用して生産者の経営安定を目指す。

##### エ WCS 用稲

実需者（畜産農家）と生産者のマッチングを進め、高品質のWCS用稲の生産を行うとともに複数年契約を推進し、産地交付金を活用して経営の安定化を進める。

また、密苗田植機の導入や収穫用機械の共同利用により、田植え作業の省力化とコストの削減に努めるとともに、みどりの食料システム戦略の目指す姿に向けて、堆肥を用いた耕畜連携により栽培コストの削減を図り、安定的な飼料供給を推進する。

#### オ 加工用米

加工用米の県産米の活用が進む中、地元の実需者（山梨銘醸、シャトレゼ、笹一等）との結びつきを強化する。また、法人等大規模経営体への集約を図り、産地交付金を活用して複数年契約等に取り組み、生産安定・拡大を図る。

### （3）麦、大豆、飼料作物

遊休農地の増加を抑制するため、湿害防止策を講じ基幹作として作付けを行っていくことで、水田の有効活用を促進する。

また、地域の実需者との契約に基づき、現行の麦・大豆・飼料作物の作付面積を拡大する。特に、小麦については、メーカーのニーズに応えパン・中華麺用品種の面積拡大を図る。

### （4）そば、なたね

そばは、県内外の需給動向に基づき、JA梨北との契約や直売所等での販路拡大を目指すとともに、地産地消の取組の強化と法人等大規模経営体へ集積を進め栽培面積の維持拡大を図る。

なたねは、生産面積は少ないが生産面積の拡大を図る。

### （5）地力増進作物

水稻と転換作物とのローテーションに取り組みつつ、地力増進作物を活用した土づくりを行う。

特に、有機野菜を中心に地産地消を推進し、食の安全・安心に順応した減農薬農産物の生産を図ることで、ブランド化や新規販路開拓に結び付け、持続可能な農業を推進していく。

具体的には、果菜類や葉物野菜などの輪作や周年作により地力が低下した農地への対策として、ライムギ・ヘアリーベッチ・クローバーなどの地力増進作物の作付け拡大を推進する。

### （6）高収益作物（園芸作物等）

市内の標高差を利用した高収益作物、野菜指定産地の「トマト」及び地域振興作物（地域産業資源）である「花豆」の生産拡大を図る。

その他高収益作物についても、本市が目指す「フードバレープロジェクト事業」や「みどりの食料システム戦略」による地産地消を通じて地域の活性化を目指し、需要の高い「スイートコーン」や、流通量の減少する冬場に対応する野菜を推進品目に、産地交付金により作付支援を行い作付面積の拡大を図る。

花き・花木等の園芸作物は、朝夕の気温差により花の色付きや冷涼地域の特徴など優位性を発信し、産地の拡大を図る。

**5 作物ごとの作付予定面積等** ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1762.3		1734.5		1700	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	0		0		0	
米粉用米	2.6		3.5		4	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	18.5		22.7		28	
加工用米	32.4		30.5		30	
麦	55.5		60.2		60	
大豆	72.6	12.6	69.7	10.5	59	8
飼料作物	25.3		24.7		24	
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	122.7	16.5	126.4	18.7	120	14
なたね	0		0		0	
地力増進作物	0		0		0	
高収益作物	225.9		232.7		238	
・野菜	189		195.6		203	
・花き・花木	11.6		11.7		11	
・果樹	20.5		20.8		20	
・その他の高収益作物	4.8		4.6		4	
その他	3.4		8.7		10	
・特産作物	3.4		8.7		10	
畑地化	0		0		40	

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	花豆	地域振興作物（地域産業資源）の作付への上乗せ助成	取組面積の拡大	（5年度）3.8ha	（6年度）4.3ha （7年度）4.4ha （8年度）4.5ha
2	トマト	高収益作物（野菜指定産地）の作付への上乗せ助成	取組面積の拡大	（5年度）1.3ha	（6年度）3.6ha （7年度）3.6ha （8年度）3.6ha
3	加工用米 新市場開拓用米	地域の中心となる大規模経営体の加工用米・新市場開拓用米の生産への助成	取組面積の拡大	（5年度）22.0ha	（6年度）25.5ha （7年度）26.0ha （8年度）26.5ha
			対象者の営農面積拡大	（5年度）24.0ha	（6年度）25.0ha （7年度）26.0ha （8年度）27.0ha
4	そば	そばの農地利用集積促進加算	規模要件の拡大	（5年度）6.0ha	（6年度）6.1ha （7年度）6.2ha （8年度）6.3ha
			対象者の営農面積拡大	（5年度）36.0ha	（6年度）36.5ha （7年度）37.0ha （8年度）37.5ha
5	スイートコーン （ベビーコーンは除く）	地域振興作物（高収益作物）の地産地消への上乗せ助成	取組面積の拡大	（5年度）8.8ha	（6年度）10.5ha （7年度）11.0ha （8年度）11.5ha
6	別添資料1 対象品目リスト	冬場野菜（高収益作物）への作付助成	取組面積の拡大	（5年度）16.1ha	（6年度）16.5ha （7年度）16.6ha （8年度）16.7ha
7	加工用米	担い手が加工用米を作付けた取組に対する助成	取組面積の拡大	（5年度）29.1ha	（6年度）30.5ha （7年度）31.0ha （8年度）31.5ha
			対象者の営農面積拡大	（5年度）5.6ha	（6年度）5.7ha （7年度）5.8ha （8年度）5.9ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:山梨県

協議会名:北杜市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物(地域産業資源)の作付への上乗せ助成	1	20,000	花豆	作付面積に応じて支援
2	高収益作物(野菜指定産地)の作付への上乗せ助成	1	9,000	トマト	野菜指定産地内において、JA出荷した作付面積に応じて支援
3	地域の中心となる大規模経営体の加工用米・新市場開拓用米の生産への助成	1	7,000	加工用米・新市場開拓用米	人・農地プラン及び認定農業者等に位置付けられた中心経営体で、耕作面積が20ha以上の経営体に助成
4	そばの農地利用集積促進加算	1	4,000	そば	人・農地プラン及び認定農業者等に位置付けられた中心経営体で、そばを6.0ha以上の経営体に助成
4	そばの農地利用集積促進加算(二毛作)	2	4,000	そば(二毛作)	人・農地プラン及び認定農業者等に位置付けられた中心経営体で、そばを6.0ha以上の経営体に助成
5	地域振興作物(高収益作物)の地産地消への上乗せ助成	1	8,000	スイートコーン(ベビーコーンは除く)	県内に出荷・販売されるスイートコーンで、県青果物標準出荷規格に適合していること。
6	冬場野菜(高収益作物)への作付助成	1	8,000	13品目 (かぶ、キャベツ、小松菜、はくさい、ホウレンソウ、ブロッコリー、レタス、長ネギ、さつまいも、さといも、だいこん、にんじん、かぼちゃ)	指定野菜を10月以降定植が確認でき、11月1日から翌1月末までの間に販売が確認できること。
7	担い手が加工用米を作付けた取組に対する助成	1	6,000	加工用米(菓子・味噌・麴用・かけ米)	人・農地プラン及び認定農業者等に位置付けられた経営体で、県内実需者と販売契約を結ぶこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。